

創業を考えている方や、事業の継承者を応援します。

## 能登町創業・継承支援事業補助金

◇「能登町創業・継承支援事業補助金」とは

町が金融機関等と連携しつつ、発展性をもって町内で創業する新規事業者や、町内で営まれている既存事業の継承者を支援することにより、町内産業の振興、雇用の促進及び定住促進を図る事を目的とした制度です。

○対象となる方	◇以下の要件を全て満たす方 (1)新事業所等の開設に必要な資金に充てるため、町内の金融機関から融資を受ける方。 (2)補助金実績報告書提出の段階までに本町に住所を有しているもので、かつ、生活の実態がある方。  ※新事業所等:町内に開設する新たな事業所又は第2創業をいう。 第2創業:後継者が先代から事業を引き継いだ場合に既存事業の充実・拡大又は業態転換等を行い新事業・新分野に進出するもの。 融資:貸付期間3年以上の長期融資とする。
○補助対象事業	(1)製造業 (2)情報通信業 (3)卸売業、小売業 (4)宿泊業、飲食サービス業 (5)生活関連サービス業、娯楽業
○補助金額	◇新事業所等の開設費用(開設の際に1回) 開設のための町内金融機関からの借入金と同額又は対象経費の総額の1/2のいずれか少ない額(限度額300万円) ◇新事業所等の開設に係る借入金の利息(3年間) 開設のための町内金融機関からの借入金の利息の1/2(上限年額10万円)
○補助対象経費	(1)建設費 (2)改修費 (3)備品購入費 (4)備品リース料 (5)事業開始当初に必要な消耗品、広告宣伝費 ※土地取得、土地貸借、家賃、車両購入・リース料は補助対象外。
○申請手続き	◇交付申請書をふるさと振興課へ提出 ※開設作業に取り掛かる前に提出すること。
○支払時期	◇新事業所等の開設費用 補助金額確定通知後(新事業所等の開設及び対象経費支払後) ◇新事業所等の開設に係る借入金の利息 補助金額確定通知後(各年度末)

申請は随時受付しています。  
その他、本補助金制度の詳細については

**問** ふるさと振興課 ☎0768-62-8526

